

平成の大合併の検証

について

森田 常夫議員

・質問 旧合併特例法により、
県下自治体は九十から七十一
市町村へと大幅な減少となつ
たが、以下の点について伺う。

合併による住民生活への具
体的影響と問題点。

新合併特例法に基づき、
県の合併の本意と市の見解。

県の合併推進構想における、
市の合併推進構想における、

基礎的自治体としての羽生市
のあるべき姿。

・答弁(市長)

合併による効果としては、
高度化・多様化したサービ
スが、提供できることが挙げら
れる。

反面、長年培ってきた地域
のコミュニティや地域文化が

合併により変化していくのも
事実である。また市役所が遠
くなつて不便になったとの声
や、各種の団体の統合が難し
く時間がかかることである
。そこで合併した自治体で
は地域の一体感を醸成するた
めに、新しい町のマークや花
木、鳥を公募したり、旧町の
祭りのお囃子スタツフを市内
全体から募集したりしている。
合併旧法により全国三千二
百三十二市町村が平成十一年
には千八百二十一へ減少した。
しかし国は、最終的に千程

度の市町村数を目標にしてお
り、合併新法を制定した。こ
れを踏まえて県は、埼玉県市
町村合併推進構想を策定し、
必要に応じて合併協議会設置
の勧告や斡旋・調停を行つて
いきたいとしている。

地方分権の推進、人口減少
社会や広域行政への対応のた
め、市としても合併いかに
関わらず、足腰のしつかりし
た体制を整えておきたい。
基礎的自治体は住民に最も
身近な行政主体として、適切
な役割分担の下、自立性の高

さを要求されるものである。
私としては羽生市、加須市、
騎西町、大利根町、北川辺町
の利根北部地域で合併を進め
ていく必要があると考える。
今回作成された合併構想が今
後いかに推進されていくかを
考慮し、近隣市町とも十分に
連絡調整を図りながら、合併
問題に取り組んでまいりたい。

その他の質問

・ゴミ処理の基本方針につ
いて

羽生市中心市街地活性 化基本計画について

松本 敏夫議員

・質問 平成十年制定の中心
市街地活性化法に基づき、平
成十三年に作成した「羽生市
中心市街地活性化基本計画」
については、今までも数多く
の質問がされてきた。この計
画は十年間の想定であり、
ちよつと中間時点に達してい
る。そこでこの計画の進捗状

況と課題について伺いたい。
・答弁(経済環境部長)

この基本計画の対象地区は、
旧商店街及び駅の東口と西口
の一部を含む約八十五ヘク
タールである。地区特性は平
成十八年四月現在、人口約四
千三百人、高齢化比率約二十
七パーセントで人口の減少と

ともに高齢化が進んでいると
いう状況である。

市街地整備改善計画の進捗
状況については、まず駅舎改築
事業については、平成十四年
度より開始し、本年度で事業
の完成となる。次に駅西口地
区整備事業については、駅前
広場の整備、上西口中岩瀬線
の整備、ホテル機能をもつ市
街地の形成で整備は順調に進
んでいる。次に電線地中化事
業については、中央第二本町
通り線の一部約五百メートル
の整備が完了し、他の街路事

業は今後県に要望してまいり
たい。次に葛西用水路遊歩道
整備事業については、富士見
橋、桜橋、照明施設整備全
てが、平成十七年度で完了した
ところである。最後に駅東口
整備事業は区画整理や街路整
備事業が事業手法として計画
されているが、現在の財政状
況や地元の合意等解決すべき
点が多々あることから、現在
検討中である。

中心市街地の課題は、商業
地としての活力が衰え空洞化
が進んでいること、併せて商

店街としての基盤整備も遅れ
ていることもあり、商業地と
しての魅力が薄れているとい
うことである。

商業等の活性化計画におけ
るソフト面の事業展開の一つ
として、市民プラザの活用につ
いて、特に今年度、羽生実
業高等学校の皆さんに農産物
の販売の協力を要請したとこ
ろ、快諾いただき、九月六日
にチャレンジショップ「夢実
ガーデン羽実屋」のオープン
の運びとなった。